

家畜

第155号
2023年 冬号

家畜衛生情報



ウサギ (有明の森フラワー公園)

長崎県 県南家畜保健衛生所
(長崎県島原振興局農林水産部 衛生課、防疫課)

〒859-1415 長崎県島原市有明町大三東戊908-1
TEL:(0957)68-1177(休日、夜間も転送電話対応)
FAX:(0957)68-2056
Eメール:s11340@pref.nagasaki.lg.jp

県南家畜保健衛生所 長崎県

検索

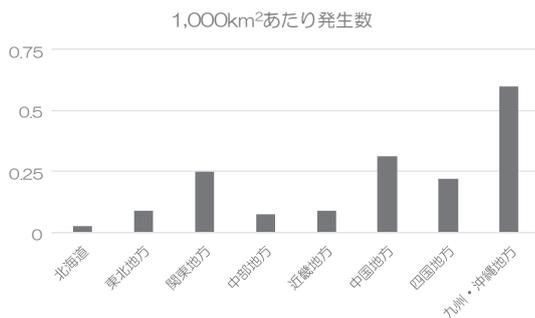
【QRコード】



今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、国内46例目となる本県初の佐世保市での発生を含め25道県62事例で、殺処分対象羽数（は約1,153万羽(令和5年1月19日現在)となり、過去最多の発生となっています。

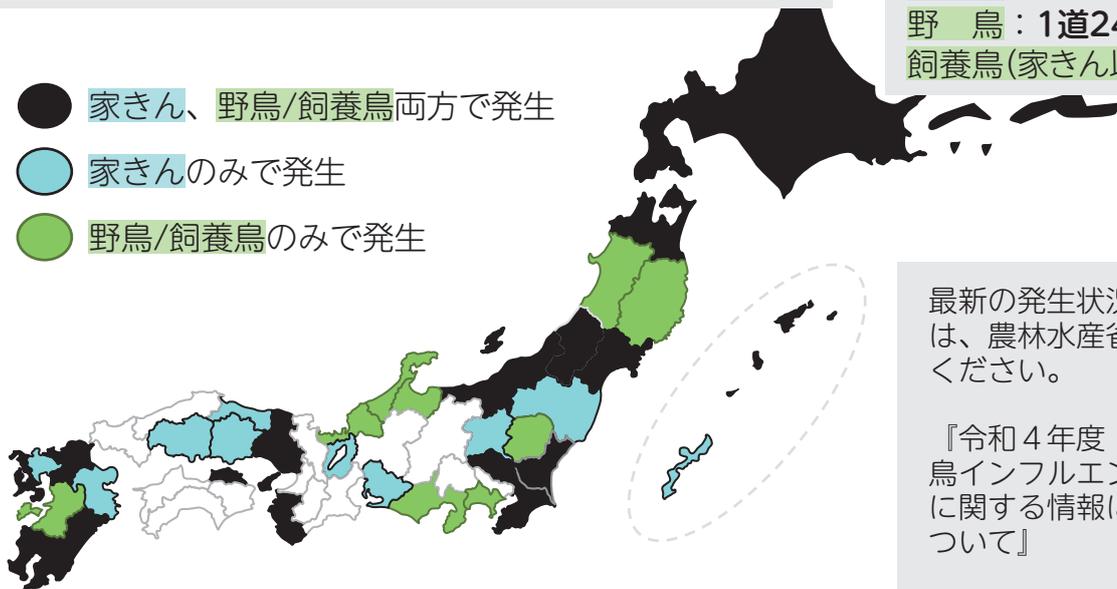
また、野鳥でも25道県で162事例の発生が確認されており、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっていると考えられ、家きん舎にウイルスが侵入するリスクが非常に高い状態となっています。



<国内農場における発生> ※令和5年1月19日現在

家きん：1道24県 62事例
野鳥：1道24県 162事例
飼養鳥(家きん以外)：5県8事例

- 家きん、野鳥/飼養鳥両方で発生
- 家きんのみで発生
- 野鳥/飼養鳥のみで発生



最新の発生状況、疫学調査結果は、農林水産省のページを参照ください。

『令和4年度鳥インフルエンザに関する情報について』



鳥インフルエンザ発生対策の徹底をお願いします

鳥インフルエンザの発生を予防するためには、消毒をはじめ、農場内にウイルスを持ち込まないよう、飼養衛生管理を徹底する必要があります。今シーズンの発生事例においても、**金網や壁の穴等を通じた野生動物の鶏舎への侵入が疑われる事例や、衣服や長靴の交換や消毒が不徹底であった事例**が指摘されていますので、発生予防のため、以下を参考に、家きん舎に本病ウイルスを入れないよう最大限の警戒態勢をお願いします。

家きん舎

- ◆ネズミ用罠と殺鼠剤の使用
- ◆ハエ対策

衛生管理区域

- ◆衛生管理区域専用の清浄な服と靴を着用
- ◆手指の洗浄と消毒
- ◆動力噴霧機等でタイヤ消毒
- ◆農場入口、鶏舎周辺消石灰散布
- ◆各家きん舎毎に専用の靴に履き替え
- ◆手指の洗浄と消毒、持込物品の消毒
- ◆防鳥ネット/金網等破損の修繕
- ◆ウインドウレス鶏舎入気口の野鳥/塵埃対策(ネット設置等)

本病のキャリアとなるカモ類がいる水辺や、そのフンに注意



<具体的ポイント>

衛生管理区域の消毒

消石灰を散布し、上から若干の散水や散霧をしてください（散布箇所がアルカリ性になり、消毒効果が発揮されます）。元から湿った場所への散布なら、上からの散水は不要です。

鶏舎専用長靴の使用

今シーズンは衛生管理区域内にも、本病のウイルスが侵入している可能性が十分あります。鶏舎専用靴への履き替えが疎かになる状況が生じていないか、再点検をお願いします。

交差汚染の防止

鶏舎専用靴は鶏舎外用靴と同じ場所に置かないよう、すのこ等で境界してください。



交差汚染防止の動画
(海外)

<https://youtu.be/NhKJNdtEr84>

消毒薬の適正な使用

消毒薬は以下の点に注意して使用してください。

- ・汚れたら交換する
- ・低温下では効果が小さくなるので、長い感作時間／濃い濃度で消毒薬を使うようにする。

野生動物対策

鶏舎に野生動物が侵入できる隙間（防鳥ネットや金網、鶏舎壁等の破損箇所）がないか、確認してください。



農場入口の人・車・物対策

今シーズンは、農場外の一般的野外環境にも本病のウイルスが存在するものと考えてください。農場に入る際の清浄な農場専用服/靴の着用、手指消毒、車両の消毒を徹底しましょう。

発生予防に加え、まん延防止のため、本病の早期発見に努めてください。飼養家さんに**死亡の増加(過去3週間の平均死亡率の2倍)**、**一か所に固まった死亡/元気消失**、**鶏冠のチアノーゼ**、**顔面浮腫**等の異常があった場合、直ちに当所(0957-68-1177:休日も対応)にご連絡ください。



脚の皮下出血



元気消失



顔面の浮腫性腫脹



肉冠のチアノーゼ

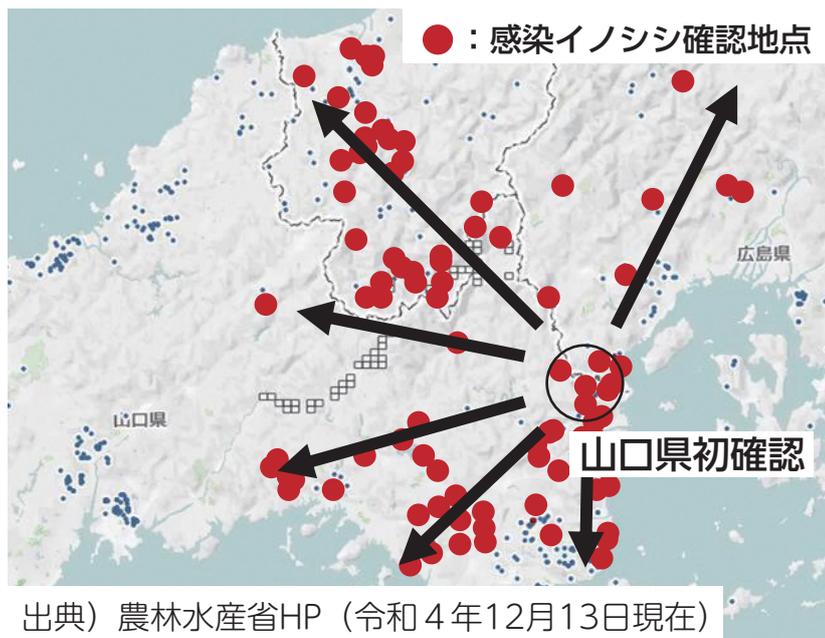
【写真出典：
動衛研ウェブページ、
農林水産省ウェブ
ページ】

春節における家畜伝染病侵入防止対策について

日本の周辺国では依然として、口蹄疫等の家畜伝染病が発生しており、国内への侵入リスクが高い状況が続いています。中国では1月22日から春節を迎え、“人”、“物”の動きが盛んになり、海外への渡航者が増えることが予想されますので、以下のことに注意してください。

- 畜産関係者におかれては、**口蹄疫等発生地域への渡航を可能な限り控えてください。**
- やむを得ず渡航される場合は、**①家畜市場などの畜産関連施設には立ち入らない、②動物との不用意な接触は避ける、③肉製品等を日本に持ち帰らない**等の対策に留意してください。
- 帰国後は**①1週間衛生管理区域に立入らない、②海外で使った衣服等を衛生管理区域に持ち込まない**。やむを得ず立入り、持ち込む場合は洗浄・消毒その他の必要な措置を実施してください。
- 外国人従業員を受け入れている畜産農家におかれては、従業員の方が受け取る国際郵便物等に、**動物検疫を受けていない肉製品等がないか確認**してください。
- **特定症状の早期発見、家畜保健衛生所への早期通報**ができるよう、飼養家畜の毎日の健康観察を欠かさず丁寧に行ってください。

春先の豚熱ウイルスの感染拡大に注意が必要です



令和4年3月に山口県で豚熱に感染した野生イノシシが確認されて以降、その初確認地を中心として同心円状にイノシシでの感染が広がっています。当初、他県における豚熱の拡散速度(5.6~15.2km/月)を基に、豚熱は令和4年10月16日~令和5年10月9日に下関市に到達すると予測されていました(出典:日本養豚協会HP)。そして、最初に確認された岩国市から西に約46kmの地点で感染イノシシが確認されたのが8月下旬であり、その実際の拡散速度は約8.5km/月と計算され、概ね予測どおりにウイルスが拡散していると考えられます。

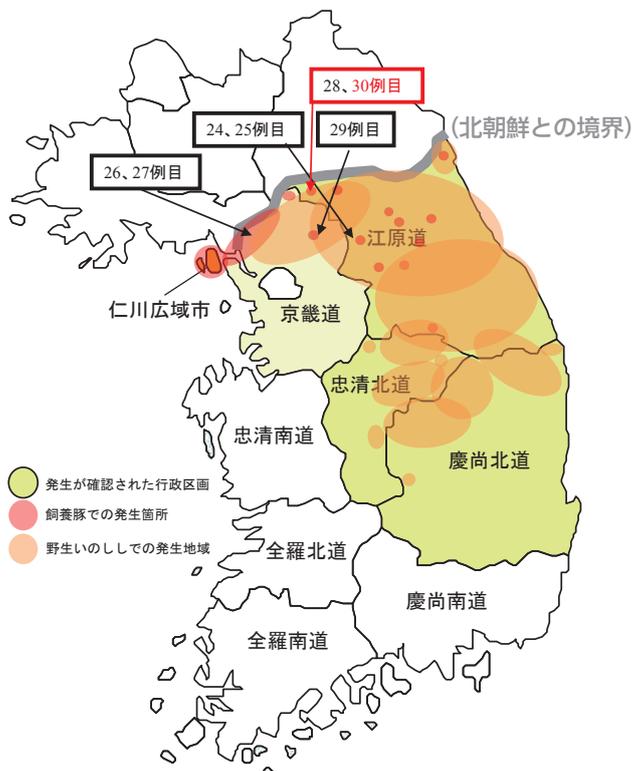
春先は野生イノシシの行動範囲が広がるため、豚熱ウイルスが拡散される可能性が高まり、養豚場での発生が増える傾向があります。国の調査の結果、豚熱ウイルスが紀伊半島から約300km以上の距離をジャンプして山口県に侵入したことが明らかとなっており、人や物を介してウイルスが関門海峡を渡る可能性は十分に考えられます。ウイルスが突然長崎に侵入してくる可能性もありますので、養豚農家の皆様におかれましては、日頃から農場や豚舎へのウイルス侵入防止対策を徹底してください。

韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況と対策

韓国では、令和元年9月にアフリカ豚熱が確認されて以降、野生イノシシでは2,787件の発生が確認されています。当初、北朝鮮との国境付近で野生イノシシの1例目が確認された後、感染イノシシの南下を防ぐため、長大なイノシシ防護柵の設置等の対策がなされました。しかし、野生イノシシでの感染伝播を完全に防ぐことはできず、現在、韓国中部の慶尚北道まで拡大しています。

一方、これほど野外環境がウイルスに汚染されているながら、養豚場での発生はこの3年3か月で30件に抑えられています。韓国では、養豚場を2重の防護柵(壁)で囲み、着替えや長靴の履き替え、農場に入れる物品の消毒、車両の入場規制等が徹底されており、これら徹底した衛生対策が効果的に働いていると推察されます。

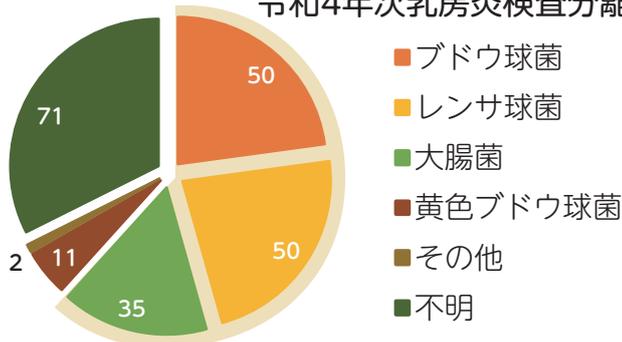
まだワクチンがない本病ですが、飼養衛生管理の基本を徹底することで発生を防ぐことができるというのは、希望もてる結果です。アフリカ豚熱の対策は、豚熱対策にも有効です。どちらのウイルスがきても大丈夫なように、今のうちに衛生管理レベルを高めるよう努めてください。



出典) 農林水産省ウェブページ
(令和5年1月17日現在)

乳房炎の検査状況と対策について

令和4年次乳房炎検査分離菌



令和4年1～12月に当所への乳房炎の検査依頼が97件、260検体ありました。

分離された菌の種類は、ブドウ球菌、レンサ球菌及び大腸菌の3菌種が**全体の約6割**を占めていました。これらの菌が原因で生じる乳房炎は**環境性乳房炎**に分類されるものです。

対策として、**乳頭清拭とディッピング、牛舎や牛床の清掃・消毒、手指の消毒**が効果的です。清潔な環境整備を心掛けましょう。

～乳頭清拭とディッピングのポイント～

●乳頭清拭

乳頭側面と乳頭口を確実に清拭しましょう。1頭に対して1枚の布を使用し、各乳頭を布の汚れていない面で拭きましょう。

●プレディッピング

環境性細菌を殺菌します。薬剤が生乳に混入しないように拭き取りを十分に行いましょう。

●ポストディッピング

伝染性細菌を殺菌します。搾乳直後に実施し、乳頭口からの細菌の侵入を防ぎましょう。

牛異常産関連ウイルスの動きが確認されました

令和4年度アルボウイルス（蚊やヌカカなどの吸血昆虫で媒介されるウイルス）サーベイランスにおいて、調査対象牛（長崎県 9/73頭、うち島原半島 4/14頭）からディアギュラウイルスの動きが確認されました。ディアギュラウイルスは、出生子牛の**哺乳困難**や**視力障害**、**起立不能等**、**脳の欠損**や**形成不全等**に関与すると言われてています。

平成30年には、管内の肉用牛繁殖農家において、ディアギュラウイルスの関与を疑う異常産が発生しています。これから春先にかけてこのような異常産が発生する可能性がありますので、同様の症状が見られた場合には当所まで連絡をお願いします。

アルボウイルス感染症はヌカカによって媒介されます。
異常産を予防するためヌカカ対策を実施しましょう。



①虫の発生場所を無くす

水たまりを無くす
牛舎周りの草刈り



②虫を寄せ付けない

送風機で換気
防虫ネットやトラップの設置



③薬剤の使用

プアオン、イヤータグ、噴霧



死亡した家畜及び家きんの適正な処理をお願いします

今般、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う国の疫学調査において、農場敷地内で家畜及び家きんの死体を堆肥化していた事例が複数確認されています。

死亡家畜等は、産業廃棄物となるため、適正な処理をして下さい。

家畜及び家きんの死体を堆肥舎などに放置することは、農場内へ野生動物を誘引し、野生動物に付着した病原体が衛生管理区域外から区域内へ侵入すること及び病原体を外部に持ち出すことにつながります。

また、必要な許可を取得していない施設で家畜及び家きんの死体を堆肥化することや、自己所有地であっても埋却することは、化製場等に関する法律や廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が疑われる行為でもあります。

飼養衛生管理基準においても、「**野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管**」があり、不遵守とならないよう死亡した家畜及び家きんの適正な処理をお願いします。

【定期報告】家畜の飼養状況を報告してください

家畜伝染病予防法により、**愛玩目的を含めて家畜を1頭（羽）でも飼養している方は**、その飼養状況などを毎年1回県へ報告することが**義務**となっています。

報告書の様式を同封しますので、ご記入のうえ県南家畜保健衛生所あてに提出いただきますようお願いいたします。

<対象者> 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥を飼養する方

<報告内容>

令和5年2月1日時点の以下の情報を報告してください。

1. 基本情報（同封の様式に記載してください）

- (1) 家畜の所有者の氏名又は名称
- (2) 家畜の所有者の住所
- (3) 管理者の氏名又は名称
- (4) 管理者の住所
- (5) 農場の名称
- (6) 農場の住所
- (7) 家畜の種類及び頭羽数
- (8) 畜舎等の数

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

遵守されている項目にチェックをお願いします。

<提出期限>

- ①牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者
⇒ **令和5年4月17日(月)**
- ②鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者
⇒ **令和5年6月15日(木)**

分娩間隔短縮のため発情の見逃しを減らしましょう

令和3年の長崎県における、肉用牛の分娩間隔は391.5日であり、日本一の成績となっています。長崎県では長期不受胎牛の早期治療や、発情発見機器等のICT機器の活用、代謝プロファイルテストを活用した指導等により繁殖雌牛の分娩間隔を令和7年までに380日への短縮を目指します。島原半島の令和3年の分娩間隔は395.2日であり、改善傾向にあるもののさらなる改善が望まれます。

分娩間隔380日を達成するためには、分娩後95日以内に受胎させる必要があります。子宮回復後から分娩後95日までの授精のチャンスは約2回です。そのため、目標を達成するためには、発情を見逃さないことや、早期の妊娠鑑定や治療によって空胎期間を延ばさないことが重要です。発情をより発見しやすくするためには、ICT（牛温恵、Webカメラ、パソコンでの台帳管理）の利用、繁殖カレンダーの活用、個体ごとの台帳管理等があげられます。自分に合ったやり方で、発情の見逃しを減らしましょう。

ICT（分娩・発情検知）



繁殖カレンダー

ICT（ウェブカメラ）



編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年も衛生対策の推進や生産性向上対策に取り組み、島原半島の畜産振興に職員一同頑張っておりますのでよろしくお願いいたします。

今年の干支は表紙にあるウサギです。卯年は、芽を出した植物が成長していき茎や葉が大きくなる時期で、目に見えて大きく成長する年だと言われています。本年が、皆様にとって素晴らしい一年となりますことを祈念いたします。